

# 公益財団法人 日本住宅・木材技術センター定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本住宅・木材技術センターと称する。

2 前項の名称は、英文では Japan Housing and Wood Technology Center と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、木材（木質材料を含む。以下同じ。）の利用並びに木造住宅及び木造建築物（以下「木造住宅等」という。）の生産（維持保全を含む。以下同じ。）に関する技術の研究開発及び普及、木材及び木造住宅等の品質性能の向上により、木材関連産業及び木造住宅等関連産業の振興並びに木材利用の拡大及び良質な木造住宅等の供給を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 木材の利用及び木造住宅等の生産に係る技術に関する企画調査、試験、研究、開発及び基準の作成・指導

(2) 木材及び木造住宅等の標準化及び品質性能の向上に関する企画調査、試験、研究、技術の開発、検査、評価、登録、認定及び認証

(3) 木材及び木造住宅等に関する情報の収集提供、知識及び技術の啓発普及、展示

(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会の承認を得て定めた財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、木材又は木造住宅等に関する技術、あるいは木材又は木造住宅等に関する生産事業に通暁した者を評議員の半数以上とするとともに、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある

ものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者  
ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するときは、評議員会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の3日前までに通知する。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経

ることなく評議員会を開催することができる。

#### (決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 評議員会は、法令で定める場合を除き、前条第3項に基づき通知された目的以外の事項について決議することができない。

#### (議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員の中から議長が指定した評議員1名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

- 第20条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とするほか、理事会の決議により専務理事を代表理事に選定することができる。
- 4 第2項の専務理事及び常務理事をもって法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

#### (役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 専務理事は、理事長を補佐して業務を執行する。
  - 4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して業務を処理する。
  - 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事が他の理事の任期の途中で新しく選任された場合、新しく選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任者の任期と同じとする。
  - 4 役員は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第26条 役員報酬等は、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の免除又は限定)

- 第27条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から同法第198条で準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、非業務執行理事等(法人法第198条で準用する同法第115条第1項に規定する非業務執行理事等をいう。)との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、前項の最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会で互選する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
  - (4) 法人法第197条で準用する同法第84条第1項に基づく承認
- 2 法人法第197条で準用する同法第84条第1項各号に規定する取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に通知する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 顧問等及び事務局

(顧問及び参与)

第33条 この法人は、業務の運営及び事業の執行のため、必要に応じ顧問及び参与（以下「顧問等」という。）若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、業務の運営に関して代表理事の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 参与は、事業の執行に関して代表理事の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問等は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 5 顧問等に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 賛助会員

(賛助会員)

第35条 この法人の趣旨に賛同し、後援する団体又は個人を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるところに従い、毎事業年度、所定の会費を納めるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(準拠法)

第42条 この定款に定めのない事項は、法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は岸 純夫とする。
- 4 この定款は、平成27年6月16日から施行する。
- 5 この定款は、平成29年11月13日から施行する。